

収受日付印の押なつ見直しに関するこれまでの主なご意見とその回答

申告書等の控えへの収受日付印の押なつ見直しに関して、日税連及び各税理士会での説明等で、これまでいただいた主なご意見と、それに対する回答をまとめると、以下のとおりです。

○ 施策の趣旨・目的が分かりにくい。

- ・ 国税庁においては、政府の「デジタル社会実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）等を踏まえ、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し（税務行政のDX）を進めているところです。
- ・ 令和4年度のe-Tax利用率は、所得税申告で65.7%、法人税申告で91.1%に達しており、今後もe-Taxの利用拡大が更に見込まれるほか、「申告書等情報取得サービス」などのDXの取組の進捗も踏まえ、国税に関する手続等の見直しの一環として、令和7年1月から書面で提出された申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないことといたしました。

○ 金融機関のほか、地方公共団体や学校からも、収受印の押なつされた控えを求められる場合がある。

- ・ 金融機関（銀行・信用金庫・信用組合）のほか、補助金や助成金などを担当する都道府県・市区町村を含む行政機関などに対しては、これまでも周知を行ってきたところですが、令和7年1月までに改めて、国税庁・国税局・税務署から、丁寧に周知してまいります。
- ・ なお、令和7年1月以降においても、収受印の押なつされた控えの提出を求める金融機関等がある場合は、国税当局から説明を行いますので、情報提供をお願いします。

○ 一般の納税者等に対して、事前の周知・広報はどのように行うのか。

- ・ 一般の納税者の方々に対しては、税務署窓口や令和6年2月～3月の確定申告の会場等において、「令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わない」旨を記載した周知用リーフレットを配布します。郵送等により申告書等を提出された場合においても、申告書等の控えを納税者に返送する際に、当該リーフレットを同封して返送します。
- ・ また、国税庁ホームページでの周知や、周知用ポスターの税務署窓口等への掲示を行います。

○ **納税者は、收受印がないと提出したことを主張できない。**

- ・ 当分の間の対応として、窓口で交付する「リーフレット」（申告書等の提出事実等の確認方法をご案内するもの）に、申告書等を収受した「日付」や「税務署名」を記載した上で、希望者にお渡しすることを検討しています。
- ・ 仮に、申告書等を提出したにもかかわらず、税務署等から、「申告書等が提出されていないのではないか」といった問合せがあった場合などには、納付状況や他の証拠書類、税理士及び納税者の方からの聞き取りなどを行った上で、そのリーフレットと申告書等の控えなどを確認させていただくことで、原則として、その日に税務署に来署し、申告書等を提出されたものとして取り扱う方向で検討しています。

○ **窓口で交付する「リーフレット」は、郵送提出分に対しても交付するのか。**

- ・ 郵送等により申告書等を提出する際に、「返信用封筒」と「申告書等の控え」を同封された方に対しては、当分の間の対応として、窓口での収受の場合と同様、日付・税務署名を記載したリーフレットを同封して返送することを検討しています。

○ **申請書等の取下書や充当申出書など、e-Taxで提出できるようにしてほしい。**

- ・ 「充当申出書」については、令和6年1月から、PDFで形式で提出する「イメージデータで送信可能な手続」の対象手続に追加する予定です。
- ・ 現在e-Tax提出できない他の手続についても、順次、「イメージデータで送信可能な手続」で提出できるよう対象手続の拡大を検討してまいります。

○ e-Taxマイページの充実を図ってほしい。

- ・ e-Taxでは、「本人（法人）情報」や申告の参考となる「各税目に関する情報」について、納税者本人が確認することができる「マイページ」を提供しており（※）、例えば「申告書の種類」（青色申告か白色申告か）や「簡易課税制度選択届出書の提出状況」などを確認することができます。（※）個人は令和5年1月から、法人は令和5年9月から開始。
- ・ 「マイページ」の税理士への利用拡大については、予算措置が前提となりますが、令和7年度に実現できるよう検討しています。また、「マイページ」上で表示する情報についても拡充するなど、機能の充実を目指すこととしております。

（参考）マイページの「各税目に関する情報」で確認できる主な情報

【個人】（情報更新は年1回、例年1月中旬以降）※確認にはマイナンバーカードが必要

所得税：申告の種類（青・白区分）、電子帳簿保存法の規定に基づく届出書の提出状況、予定納税額

消費税：「簡易課税制度選択届出書」、「課税事業者選択届出書」、「課税期間特例選択届出書」の適用状況、中間納付税額、中間納付譲渡割額

【法人】（情報更新は年1回、事業年度末から概ね1か月以内）

法人税：申告の種類（青・白区分）、中間申告分の法人税額、中間申告分の地方法人税額、申告期限の延長の特例に関する事項・申告期限延長期間、電子申告義務の有無

消費税：課税期間特例選択届出書の適用状況、中間申告分の消費税額、中間申告分の地方消費税額、申告期限の延長の特例に関する事項・申告期限延長期間、電子申告義務の有無

○ 申告書等情報取得サービスについて、税理士による代理請求を可能とし、内容についても拡大してほしい。

- ・ 申告書等情報取得サービスについては、現段階においては、
 - ① システム改修を行うには、多額の予算が必要となること、
 - ② 現在、申告書等情報取得サービスで提供している所得税確定申告書、青色申告決算書、収支内訳書については、既に税務署等において、データとして保有しているものであり、紙で提出された他の申告書等をデータ化するためには新たな事務が発生すること、から、すぐに拡大することは難しいですが、いただいたご意見を踏まえ、引き続き、どのような対応が可能か検討して参りたいと考えております。